

## 当社の第 92 回定時株主総会の議案に関する補足説明について

本年 6 月 2 日付で株主の皆様にお送り致しました『第 92 回定時株主総会招集御通知』に記載の各議案に関連し、本日までの間に、当社の株主（議決権行使助言会社を含む。）の皆様から寄せられた主なご意見等に関し、以下のとおり補足説明を申し上げます。ご理解を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

### 1. 第 2 号議案（取締役 14 名選任の件）及び第 3 号議案（監査役 3 名選任の件）

Q1. 当社の取締役会における独立取締役の数又は比率が低いのでは？

A1.

- 下記の表 1 に記載のとおり、当社取締役会出席者 21 名のうち 6 名（内訳：社外取締役 2 名及び社外監査役 4 名）は、いずれも独立性を備えた社外役員であり、その比率は全体の 29% を占めております。
- 監査役は、主に以下のような特徴を有しており、業務執行取締役を監視・監督できる十分な法的権限を有しております。
  - ① 取締役会から完全に独立した機関であり、法的に強い監査権を有している。
  - ② 独任制が採用されており、多数決によらずに個人が監査権を行使できる。
  - ③ 取締役の任期は通常 1 年であるが、監査役の任期は 4 年であり、取締役会に選解任権はない。

(表 1) 取締役会構成（第 92 回定時株主総会前後）：**社外役員比率 29%**

|         |         |        |                         |
|---------|---------|--------|-------------------------|
| 取締役     | 社内取締役   | 12 名   | 業務執行者                   |
|         | 社外取締役   | 2 名    |                         |
| 監査役     | 社内常勤監査役 | 3 名    | 非業務執行者<br>(経営の監督・監視に専念) |
|         | 社外監査役   | 4 名    |                         |
| 取締役会出席者 |         | 計 21 名 |                         |

Q2. 現在の社外監査役 永易克典氏は独立性に欠けているのではないかと？

A2.

- 社外監査役の永易氏につきましても、他の社外取締役及び社外監査役と同様に、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、国内の各上場金融商品取引所に対し、独立役員として届け出を行い、受理されております。
- 同氏は、当社の借入先のひとつである株式会社三菱東京UFJ銀行の相談役であります、現在は、同銀行の会長、社長その他の業務執行者ではありません。
- 当社は、下記の表 2 に記載のとおり、同銀行に限らず、複数の金融機関等からひろく資金を調達しております。
- 同銀行の当社株式への出資比率は、『第 92 回定時株主総会招集御通知』53 ページに記載のとおり 1.5% にとどまっております。

(表2) 主要な借入先等 (平成28年3月31日現在)

： **三菱東京UFJ銀行からの借入額は当社連結有利子負債総額の11.6%**

| 借入先          | 借入額 (億円) | 比率    |
|--------------|----------|-------|
| (株)三井住友銀行    | 2,731    | 13.6% |
| (株)三菱東京UFJ銀行 | 2,337    | 11.6% |
| (株)みずほ銀行     | 2,311    | 11.5% |
| 三井住友信託銀行(株)  | 1,085    | 5.4%  |
| 明治安田生命保険(相)  | 1,069    | 5.3%  |
| 連結有利子負債総額    | 20,082   | 100%  |

## 2. 第4号議案 (当社株式の大量買付けに関する適正ルール承認の件)

Q1. 当社において、買収リスクは乏しく、適正ルールは不要なのは？

A1.

- 当社の株式時価総額は、現在、鉄鋼セクターにおいて世界第一位であります。それでもなお、当社株券等の相当割合を取得し、当社経営に対して、一定の支配力を及ぼすことを企図する者(ストラテジック・バイヤー等)が現れる可能性はありと見ております。
- 日本では、公開買付け(TOB)規制、二段階買収規制等の法制度が欧米に比べて株主の権利保護の観点で極めて脆弱な点があり、買収者が株券等を部分的に買付けることにより、少ない対価で企業の実質的支配権を獲得したり、濫用的な企業買収行動を取ることが容易であると考えております。
- 当社は、株主の皆様がこのような不利益が生じることがないように、明確かつ透明性の高いルールを備え置き、株主の皆様が必要な情報と相当な検討期間をもって適切な判断を行えるよう環境を整えることが取締役会の責務であると考えております。

Q2. 当社の取締役会における独立取締役の数又は比率が低いのでは？

A2.

- 当社の取締役会の独立性、判断の客観性確保の体制については、上記1のQA1を御覧ください。
- 当社の適正ルールは、他の多くの企業が導入している「取締役会発動型(対抗措置の必要性の判断を取締役会や第三者委員会に委ねるもの)」のルールではなく、いわゆる「株主総会発動型」のルールであり、買収提案者から買収提案がなされた場合、その時点における株主の皆様、新株予約権の無償割当て(対抗措置)の必要性について御判断をいただく仕組みです。
- 従って、当社の適正ルールは、取締役会に占める独立社外取締役の数や比率にかかわらず、対抗措置の必要性の判断に際して、株主の皆様の意思が十分に反映される仕組みとなっております。

Q3. 適正ルールの発動水準(15%以上)が低いのでは？

A3.

- 当社は、以下の点に鑑みて、適正ルールの発動水準を15%以上と設定しています。
  - ① 日本の会社法及び金融商品取引法が「関連会社」の実質基準を15%とし、経営に対して一定の支配力を及ぼし得る議決権割合として規定していること。
  - ② 外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づく対内直接投資規制は、特定事業を行う上場会社の発行済株式総数の10%以上の取得を、日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすお

それがあるものとして規制の対象としていること。

- ③ 15%はライツプラン発祥国の米国における多くのライツプランで用いられている水準であること。
- ④ 当社の時価総額に鑑みると15%でも相当の投資金額を要し、その投資目的は政策的なものであると想定されること。
- ⑤ 現在の当社の株主構成をみると最大の議決権数を有する株主でも4%程度であること。

#### Q4. 買収提案の検討期間が長すぎるのではないか？

##### A4.

- 仮に、適正ルールがない場合、日本の公開買付け（TOB）規制の下では、株主の皆様による当社株式の売却判断は、買収提案を受けてから最短30営業日で行わなければなりませんが、当社経営からの代替提案も含む十分な説明も踏まえたうえでご判断をいただくには、期間が不十分であろうと考えております。
- たとえば、2012年10月の当社における経営統合事例においては、下記の表3に記載のとおり、両社間での経営統合にかかる条件交渉や国内外の競争法当局による企業結合審査対応等に相当な期間を要しており、このような大型のM&A案件にみられる検討・交渉期間や当局による審査期間に鑑みれば、当社の適正ルールにおいて買収提案に対する検討期間を原則12週間、買収提案の内容等に応じて最大30週間とすることは極めて現実的であると考えております。

（表3）新日本製鐵(株)と住友金属工業(株)との経営統合ケース

| 日 程   |        | 主なイベント         | 経過期間  |
|-------|--------|----------------|-------|
| 2011年 | 2月3日   | 両社間での検討開始の覚書締結 | —     |
|       | 5月31日  | 公正取引委員会への届出    | 約4ヶ月  |
|       | 9月22日  | 両社間での基本契約締結    | 約8ヶ月  |
|       | 12月14日 | 公正取引委員会による承認   | 約11ヶ月 |
| 2012年 | 6月26日  | 両社の株主総会での統合承認  | 約17ヶ月 |
|       | 10月1日  | 経営統合日          | 約20ヵ月 |

以 上

（注）本資料は、株主総会参考書類とは別に、議案に関する補足情報をご提供することを目的としております。